

第百二十一回国会 衆議院 國際平和協力等に関する特別委員會議録 第二号

平成三年九月二十四日(火曜日)

午後三時三十九分開議

出席委員

委員長 林 義郎君

理事 柿澤 弘治君

理事 谷垣 禎一君

理事 船田 元君

理事 上原 康助君

理事 山田 英介君

理事 逢沢 一郎君

理事 上草 義輝君

理事 大石 正光君

理事 高村 正彦君

理事 齊藤斗志二君

理事 園田 博之君

理事 中谷 元君

理事 増子 輝彦君

理事 松浦 昭君

理事 築瀬 進君

理事 上田 哲君

理事 沖田 正人君

理事 五島 正規君

理事 東 祥三君

理事 山口那津男君

理事 東中 光雄君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

内閣総理大臣

外務大臣臨時代理

内閣官房長官

出席政府委員

内閣審議官

兼内閣総理大臣

官房参事官

野村 一成君

理事 田原 隆君

理事 中川 昭一君

理事 石橋 大吉君

理事 串原 義直君

理事 石川 要三君

理事 小澤 潔君

理事 岡田 克也君

理事 鴻池 祥肇君

理事 住 博司君

理事 武部 勤君

理事 福田 康夫君

理事 町村 信孝君

理事 光武 顯君

理事 伊東 秀子君

理事 緒方 克陽君

理事 川崎 寛治君

理事 山中 邦紀君

理事 遠藤 乙彦君

理事 渡部 一郎君

理事 古堅 実吉君

理事 江田 五月君

理事 海部 俊樹君

理事 坂本三十次君

理事 内閣官房長官

理事 内閣審議官

理事 兼内閣総理大臣

理事 官房参事官

理事 野村 一成君

理事 内閣審議官

理事 兼内閣総理大臣

理事 官房参事官

理事 野村 一成君

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

辞任

今津 寛君

三原 朝彦君

同日

辞任

住 博司君

築瀬 進君

江田 五月君

九月二十四日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

正する法律案(内閣提出第六号)

委員外の出席者

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長 有馬 龍夫君

長 防衛庁長官官房

長 日吉 章君

長 外務省経済協力

局長 川上 隆朗君

長 外務省条約局長

柳井 俊二君

長 外務省国際連合

局長 丹波 實君

委員の異動

九月十八日

辞任

山崎 拓君

上田 利正君

同月二十四日

力に積極的に寄与することを目的としております。

具体的には、総理府に、内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部に、関係行政機関から派遣された職員等により構成される国際平和協力隊を置くことを定め、また、国際平和協力業務に係る実施計画及び実施要領の策定手続等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資面で支援を行うための措置等を講ずることを定めております。また、国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等を適切に組み合わせることにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力するものとしております。なお、国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないことを定めております。

さらに、国際平和協力隊員に必要な研修を受けさせることを定めるとともに、派遣先の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力業務に従事する者に対して、国際平和協力手当を支給できることを定めております。また、国際平和協力業務の実施に際しては、平和国家たる我が国の憲法を踏まえ、武力による威嚇または武力の行使に当たる行為を行ってはならないことを明記しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 次に、外務大臣臨時代理内閣総理大臣海部俊樹君。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○海部内閣総理大臣(外務大臣臨時代理) ただいま議題となりました国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

昭和六十二年九月の国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行以来、我が国は、海外の地域、特に開発途上にある地域におきまして大規模な災害が発生した場合には、国際緊急援助隊を派遣し、国際緊急援助活動を実施してまいりましたが、これまでの活動を通じて、災害の規模によってはさらに大規模な国際緊急援助隊を派遣する必要があること、被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきこと及び輸送手段の改善を図るべきことなどの課題が明らかとなつてきているところであります。

今回提案の法律案は、自衛隊の国際緊急援助隊への参加を可能ならしめ、もって自衛隊の保有する能力を国際緊急援助活動に活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁による国際緊急援助隊または国際緊急援助活動に必要な機材等の輸送を可能ならしめることによつて、我が国がその国力にふさわしい国際的責務を果たし得るよう、国際緊急援助体制の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○林委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 国際平和協力本部(第四条・第五条)
- 第三章 国際平和協力業務(第六条―第二十四条)
- 第四章 物資協力(第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条・第二十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力するものとする。

2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いづれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によつて被害を受け若しくは被害を受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合

加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視
ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回
ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認
ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分
ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助
ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理
チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視
リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導
ヌ 医療（防疫上の措置を含む。）
ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置

カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
ヨ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理
レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。
五 海外 我が国以外の領域（公海を含む。）をいう。
六 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外国（公海を除く。）をいう。
七 関係行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。
第二章 国際平和協力本部（設置及び所掌事務）
第四条 総理府に、国際平和協力本部（以下「本部」という。）を置く。
二 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に関すること。
二 国際平和協力業務実施要領（以下「実施要領」という。）の作成又は変更に関すること。
三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関すること。
四 国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の運用に関すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。
六 物資協力に関すること。
七 国際平和協力業務の実施等に関する調査（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に関すること。
八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務（組織）
第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
二 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
三 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。
四 副本部長は、本部長の職務を助ける。
五 本部に、国際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。
六 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された内閣大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
七 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることが出来る。
八 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。
九 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。
十 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
十一 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
十二 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務（実施計画）
第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
三 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針
二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項
イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容
ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間
ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備
ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項
（1）海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容
（2）国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備
ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項
（1）自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務

務の種類及び内容

(2) 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができ、輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要事項
チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二項第二項並びに第三項第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三項第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三項第三号イからヘまでに掲げる業務、同号又からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 第一項(各号を除く。)及び第三項の規定は、

実施計画の変更(次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。)について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認められる場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第三項第一号に規定する同意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三項第二号に規定する同意若しくは同意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合

(国会に対する報告)

第七條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき
二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき
三 当該国際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき
当該変更前の期間における当該国際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八條 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要

領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 当該国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法(当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む。)

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

六 第六項第七号各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

二 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

三 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

(国際平和協力業務等の実施)

第九條 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

二 協力隊の隊員は、第二項第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四項第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

三 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第

六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

四 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

五 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員(自衛隊法第二十五条に規定する隊員をいう。以下同じ。)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

六 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

七 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

八 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十條 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一條 本部長は、第三項第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。))についてその派遣の必要がなくなつた場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失つたときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。))に関する法令の適用については、その者は、自衛隊員に所屬するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱いについては、前条第六項から第九項までの規定を準用する。

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第三十三条第一項に規定する営利企業(以下

この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。))の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(国際平和協力手当)

第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(国際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八条 国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九条 隊員の定員は、実施計画に従つて行われる国際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三条第三号に規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同

号又からヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(関係行政機関の協力)

第二十一条 本部長は、協力隊が行う国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類的小型武器を保有することができる。

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に關し必要な事項は、政令で定める。

6 自衛隊法第九十五條の規定は、第九條第五項

があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

(平成三年法律第 号) の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

(國際平和協力業務の実施等)
第百条の七 長官は、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律第 号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に國際平和協力業務を行わせ、及び輸

送の委託を受けてこれを実施することができ
る。

(行政機関の職員の名目に関する法律の一部改
正)

第七條 行政機関の職員の名目に関する法律(昭
和四十四年法律第三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第一條第二項に次の一号を加える。

五 國際平和協力隊の隊員

別表(第三條關係)

一 國際連合

二 國際連合の總會によつて設立された機關又
は國際連合の專門機關で、次に掲げるものそ
の他政令で定めるもの

イ 國際連合災害救済調整官事務所

ロ 國際連合難民高等弁務官事務所

ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機關

ニ 國際連合児童基金

ホ 國際連合ボランティア計画

ヘ 國際連合開発計画

ト 國際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 國際連合食糧農業機關

ヌ 世界保健機關

三 國際移住機關

理由

我が国として國際連合平和維持活動及び國際連
合が行う決議又は人道的活動に従事する國際機關
からの要請を受けて行われる人道的な國際救援活
動に適切かつ迅速に協力するため、國際平和協力
業務実施計画及び國際平和協力業務実施要領の策
定手続、國際平和協力隊の設置等について定める
ことにより、國際平和協力業務の実施体制を整備
するとともに、これらの活動に対する物資面で
の支援を行うための措置を講ずる等の必要がある。
これがこの法律案を提出する理由である。

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を
改正する法律案

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部
を改正する法律

國際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十
二年法律第九十三号)の一部を次のように改正す
る。

第三條に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合におい
て、第一條の目的を達成するため特に必要があ
ると認めるときは、自衛隊法(昭和二十九年法
律第六十五号)第八條に規定する部隊等によ
る次に掲げる活動につき協力を求めるため、防
衛庁長官と協議を行う。

一 國際緊急援助活動

二 國際緊急援助活動を行う人員又は当該活動
に必要な機材その他の物資の海外の地域への
輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機
を用いて行う同項第二号に規定する活動につい
て準用する。この場合において、同項中「自衛
隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八條
に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあ
るのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて
行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」と
あるのは「海上保安庁長官」と読み替へるもの
とする。

第四條第一項中「前條」を「前條第一項(海上
保安庁長官にあつては、同項又は同條第三項にお
いて準用する同條第二項)」に改め、「國際緊急援
助活動」の下に「(海上保安庁の職員にあつては、
同條第三項において読み替へられた同條第二項に
規定する活動を含む。)」を加え、同條第五項を同
條第六項とし、同條第四項中「前條」を「前條第
一項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三
項を同條第四項とし、同條第二項中「前條」を「前
條第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條
第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前條第二項の協議に基づき、

同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動
を行わせることができる。

第五條第二項中「第三條」を「第三條第一項又
は第二項(同條第三項において準用する場合を含
む。)」に改める。

第七條中「含む」を「含むものとし、第三條第
二項(同條第三項において準用する場合を含む。)
に規定する活動のうち同條第二項第二号に該当す
るものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁
防衛庁」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五
号)の一部を次のように改正する。

第百條の五の次に次の一條を加える。

(國際緊急援助活動等)

第百條の六 長官は、國際緊急援助隊の派遣に
関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)
の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に
支障を生じない限度において、隊員又は部隊
等と同法第三條第二項各号に掲げる活動を行
わせることができる。

理由

我が国として國際緊急援助活動の一層の充實を
図るため、自衛隊の部隊等に國際緊急援助活動を
行わせることができるようにするとともに、國際
緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な物
資を自衛隊の部隊等により及び海上保安庁の船舶
又は航空機を用いて輸送することができるよう
する等の必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

平成三年九月二十七日印刷

平成三年九月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K